

3 騒 音

私たちの周囲には種々雑多な音があります。そのなかで「好ましくない音」「無い方がよい音」を一般に騒音と言います。その大きさの目安が表3.6に示されるように、騒音というのは特別な音ではなく、それを聞く個々の人の主観的な判断によるものです。

種々の騒音のうち騒音関係法令等では、工場及び事業所における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制値、各地域ごとの環境基準値、自動車騒音に係る許容限度値等が定められています。（表3.1、表3.2、表3.4、表3.5）

表3.1 特定工場等において発生する騒音の規制基準（県条例）

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時～19時	6 時～8 時 19時～22時	22時～6 時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	4 5	4 0	4 0
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	5 0	4 5	4 0
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	6 0	5 5	5 0
工 業 地 域	7 0	6 5	6 0
工 業 専 用 地 域	7 5	7 5	7 0

〔単位：dB(A)〕

表 3 . 2 特定建設作業の規制基準等

運用地域		全地域			A 地域		B 地域	
基準の内容 建設作業		基準値	作業禁止日	連続日数	作業禁止時間帯	一日の延作業時間	作業禁止時間帯	一日の延作業時間
騒音関係	・ くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 ・ びょう打機を使用する作業 ・ さく岩機を使用する作業 ・ 空気圧縮機を使用する作業 ・ コンクリートプラント等を設けて行う作業 ・ バックホウを使用する作業 ・ トラクターショベルを使用する作業 ・ ブルドーザーを使用する作業 ・ 建造物を解体・破壊する作業 ・ コンクリートミキサー等を使用する作業 ・ コンクリートカッターを使用する作業 ・ ブルドーザー等を使用する作業 ・ ロードローラー等を使用する作業	85 dB	日曜日その他の休日	6 日以内	午後 7 時から翌日午前 7 時	10 時間以内	午後 10 時から翌日午前 6 時	14 時間以内
振動関係	・ くい打機等を使用する作業 ・ 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 ・ 舗装版破砕機を使用する作業 ・ ブレーカーを使用する作業	75 dB						

A 地域・・・ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 m の区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。

B 地域・・・ 工業地域。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 m の区域を除く。

基準値・・・ 作業現場の敷地境界の値である。

3 . 1 自動車騒音

町内の県道沿いにおいて、平成 2 1 年 1 2 月に自動車騒音の測定を実施しましたが、自動車騒音の要請限度以下でした。(表 3 . 3)

表 3 . 3 平成 2 1 年度自動車騒音測定結果

道路名	測定地点	用途地域	測定期間	騒音レベル LAeq (db)		要請限度 LAeq (db)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
県道半田環状線	祠峯一丁目	近隣商業地域	12/ 3 ~ 12/10	72	65	75	70

表 3 . 4 自動車騒音の要請限度

区域の区分			道路に面する区域		幹線道路 近接区域
			1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域	昼 間	6 5	7 0	7 5
	第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	夜 間	5 5	6 5	7 0
b	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	昼 間	6 5	7 5	7 5
	準 住 居 地 域 市 街 化 調 整 地 域	夜 間	5 5	7 0	7 0
c	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域	昼 間	7 5	7 5	7 5
	準 工 業 地 域 工 業 地 域	夜 間	7 0	7 0	7 0

[単位 : dB(A)]

注 1 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請するもの。

2 昼間 6 ~ 2 2 時、夜間 2 2 ~ 6 時

3.2 環境騒音

表3.5 騒音の環境基準

道路に面する地域以外の地域			
地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 時 ~ 2 2 時	2 2 時 ~ 6 時
A 類型	第1種低層住居専用地域	5 5 dB以下	4 5 dB以下
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 類型	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整地域	5 5	4 5
C 類型	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	6 0	5 0
道路に面する地域			
A 地域のうち2車線を有する道路に面する地域		6 0	5 5
B 地域のうち2車線を有する道路に面する地域		6 5	6 0
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		6 5	6 0

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼 間	夜 間
6 時 ~ 2 2 時	2 2 時 ~ 6 時
7 0 dB以下	6 5 dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては4 5 d B 以下、夜間にあっては4 0 d B 以下）によることができる。	

注1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 1 5 m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 2 0 m

表3.6〔単位：d B (A) 〕と日常生活での騒音の比較

40	50	60	70	80	90	100	110	120	dB(A)
..	.	..	..	.	..	.	.	.	
図書館の住宅地の昼	静かな事務所の中	静かな乗用車の通話車	電騒話々のしべいル街頭	地下鉄の車内	大騒声々にしよいる工場独唱の中	電車が通がる 時の下の	自動車の前方2 m	飛行機のエンジンの近く	